

倶楽部たより 2018.9

つるま法律倶楽部

ひとりひとりの人権保障のため人類初めての憲法が制定され(米)、
自由、平等、人民主権、言論の自由、三権分立等を謳いあげた
人権宣言(仏)から約230年、
すべての人には生存保障を受ける権利があるとした
ワイマール憲法(独)から約100年、
悲惨な戦争を二度と起こさぬ決意で各国が戦争放棄を約した
パリ不戦条約から90年、
戦争は違法だと宣言し国際平和の実現を目指した
国際連合憲章から70年余り、
そして昨年は核兵器禁止条約が世界の圧倒的多数で採択されました。

このような人権確立と発展、平和の実現に向けた人類の歩みに対し、
今のわが国の政府はこの流れを逆転させ、
日本を暗い闇の世界に引きずり込もうとしています。
国民ひとりひとりの声を集めて
今の流れを正してゆくことがますます大事になっています。

弁護士 小島 高志
(安倍9条改憲NO! 憲法と命を守る! 盆踊り&パレード冒頭挨拶より抜粋)



パレードの様子



パレードで冒頭挨拶
をする小島弁護士



昭和区平和行進で話す安井弁護士



昭和区9条の会総会で講演をする石塚弁護士

連続学習会企画

～セカンドステージを安心して暮らすために～

第1回 今こそ考えよう！ 将来設計と働き方

遠からず人生100年時代が到来しようとしています。高齢期も充実した人生を送るためには、自身のライフプランを考慮した将来設計が必要となります。特に、(大手企業のような手厚い福利厚生制度は期待できない、) 中小企業勤務の方や自営業の方こそ、早めのセカンドライフ対策が必要です。

今回の学習会では、ざっくりとした生涯収支についての考え方や、再雇用・再就職に際して知っておきたい公的年金・健康保険・雇用保険等の基礎知識を踏まうえで、60歳以降の働き方・暮らし方について考えていきます。

日 時 : 9月21日(金) 午後6時30分～午後8時30分
場 所 : 名古屋市高齢者就業支援センター4階 第一研修室
地下鉄御器所駅下車2番出入口から東へ徒歩1分
講 師 : 特定社会保険労務士 小野田理恵子さん(つるま法律倶楽部会員)



〈講師紹介〉社会保険労務士としての実務と並行して、平成17年より各種の講師業にも携わってきましたが、この5年ほど特にテーマとして注力しているのが、まさにこの中小企業向けのセカンドライフセミナーです。

第2回 安心して暮らすための法律知識

セカンドステージを安心して暮らすために知っておきたい法律知識を経験豊かな弁護士が具体例を挙げながらお話しします。

- ・投資信託、外国通貨、金に投資するように勧誘されているがどうか。
- ・子どもがいない私の遺産はどうなるのか。
- ・どんな時に遺言が必要になるか。
- ・最近よく聞く成年後見制度について知りたい 等。

日 時 : 9月26日(水) 午後6時30分～午後8時30分
場 所 : 名古屋市高齢者就業支援センター4階 第一研修室
講 師 : 弁護士 小島高志

定 員 : 各40名
資料代 : 各500円(法律倶楽部会員 無料)

○お申込は法律事務所へお電話ください。定員になり次第、締め切らせていただきます。
(平日 9:00～18:00 TEL 052-852-1220)
どなたでも、ご参加いただけます。

鶴舞総合法律事務所30周年企画バスツアー報告 (2018年5月26日～28日)



今年は、安曇野ちひろ美術館・戸隠・軽井沢・無言館をめぐり万座温泉にゆっくり連泊して2泊3日。30代から90代まで参加者33名、みんなで助けあいながら、日本の美しさを再認識した楽しいバスツアーでした。次回バスツアーの企画案を募集してます。下記は参加者の方からの感想です。

万座温泉旅行によせて

会員 長谷川 幸造

私は丁度3年前の朝起きた時、突発性低音型感音難聴が起きていた。2ヶ月後、今度は天井が回り吐きながら5時間座って耐えた。それはメニエル病だった。家から外へ出られなくなった。登山、二胡は諦めた。糖尿病患者会会長は続投となった。医者からめまい体操を勧められ、毎日実行した結果、メニエルのめまいが治まった、これで一生治らない病気が4となった。妻の一言、「あなたは多くの病気を乗り越えてきたから、神様は試練を与える」、何故か納得した。妻とは今年で40年、喧嘩だらけだった。いまだに一緒にいるのは、根っこでずっと好きだったのだろうか？半年後にコーラスで歌い始めた。炎の歌・第九・悪魔の飽食の公演に参加した。それでもふらつきは常にあるので長旅に行く自信はなかった。

今回のつま法律倶楽部のバスツアーも妻の一言「良いチャンスだから行って来たら」で一步が出せた。糖質制限もあり必死で旅行に参加した。バスの中ではめまいの不安を消すため酒を飲んだが酔えなかった。宴会場で同じピースアンサブルテノールの田中さんとの初めての二重唱は、声質が似ているし音程も確実なので気持ち良く歌えた。バスの中で食後に糖尿病の話をしたが、怖い病気だと分かって欲しかったなあ！

静かな山の中、ピンとした空気の肌触り、温泉、仲間、と良い事づくめで、特にバス旅行ができたのは今後の山、遍路へと繋げて行けそうで楽しみです。フォローしてくれた皆様に感謝します。

第12回 昭和区平和のつどい

主催：昭和区平和のつどい実行委員会

日 時：9月30日（日） 午後1時30分～4時15分（午後1時開場）

場 所：名古屋柳城短期大学体育館（名古屋市昭和区明月町2-54）

講 演：「学校の今、子どもたちの今」 講 師：岡崎 勝 氏

※講演の他にも文化交流など多彩なプログラムを予定しています。詳細は同封のチラシをご覧ください。

つま法律倶楽部会員は参加費500円のところ300円にて入場いただけます。当日「つま法律倶楽部会員受付」においでください。ご家族も同様に対応します。たくさんの方のみなさんご参加をお待ちしています。

「昭和区平和のつどい」にご参加ください。

会員 鈴木 紀子

今年も「昭和区平和のつどい」の季節が巡ってきました。

今回特に見逃せないのがダンス企画です。石塚徹弁護士（鶴舞総合法律事務所）の息子さんが京都から参加してくれます。「たちん」こと石塚隆志さんはプロのブレイクダンサー。11歳でダンスを始め、チーム活動をしながらTV出演も。

やがてダンスイベント「バトル オブ ザ イヤー」の日本代表として世界大会にも出場しています。会員の方、みなさま、たちんに会いに行きましょう。



子どもの権利2

弁護士 石 塚 徹

- 1 両親が別居したり離婚したりした後、未成年者を監護しない親（非監護親）が未成年者と会うことを面会交流という。

昨年、高等裁判所で、「父親（非監護親）は、未成年者との面会交流につき、母親（監護親）との間でこれを許す新たな協議が成立するか、これを許す家庭裁判所の審判が確定し又は調停が成立するまでの間、未成年者との面会交流をしてはならない。」との決定をもらった。

この決定は、「判例時報」という雑誌に登載された。近時、面会交流については原則実施論が実務に定着する中で、珍しい決定だからである。

- 2 本件の未成年者は平成18年に生まれ、両親は翌年、母親を親権者と定めて調停離婚した。母親は未成年者出生前から母親の実家で生活し、未成年者出生後もそのまま実家で暮らしていた。未成年者に会いに来た父親は母親に暴力を振るうなどしたため母親は父親による未成年者との面会に応じなくなった。離婚成立後、父親は面会交流調停を申立て、4回試行面会が行われたが未成年者の父親に対する拒絶が強く、審判により面会交流は否定された（未成年者1歳9ヶ月）。平成21年、再び父親は面会交流調停を申立て、3回の試行面会が行われたが未成年者の父親に対する拒絶のため、審判により面会交流は否定された（未成年者5歳）。

平成25年父親はまた面会交流調停を申立てた。ここでも3回の試行面会が行われ未成年者の父親への拒絶は強かったが審判により（年3回の）面会交流が認められた（未成年者7歳11ヶ月）。

- 3 しかし、未成年者の父親への拒絶が強く、未成年者は父親との面会交流を意識しただけで心身の変調を来すので、母親が審判で命じられた面会交流をためらい、面会交流を禁止する申立をし、それが認められたのが冒頭の本決定である。未成年者は10歳5ヶ月になっていた。

本決定は、「現実の問題として、従前から通算して10回にわたる試行面会を経ても、未成年者の父親に対する拒否的態度が緩解することはなかったものである上、その後も、未成年者の父親に対する拒否的態度はより一層強固なものになっており、母親が未成年者に対し、父親との面会交流の話をしたり、これを促したりするだけで、心身の状況に異変を生じてきたことは前記認定のとおりである…」とした上で、実際に実施された面会交流について、「未成年者は、実際、上記面会交流後、発疹、不眠、食欲不振、発熱等の身体症状を生じて、医師の診察と薬の処方を受けた上、乳幼児精神医学の専門家である医師の直接的な診察により、ストレス反応、退行状態と診断され、未成年者にこのまま父親との面会交流を続けさせることは、精神保健的に明らかに危険であるとされており、これら医学的措置や診断を疑うべき事情は存しない。」として、「直接的面会交流をさせるべきではない」とした。

- 4 年齢の小さい子どもが「父親と会いたくない。」と言っても、裁判所は、それは母親の影響であり真意ではない、などとして子どもの意思をなかなか認めない。

しかし、子どもの様子全体から観察すれば、子どもの拒絶の真偽は分かるものである。今後、子どもの福祉の観点から面会交流については原則実施論の形式的な適用を見直す必要があるといえよう。本決定は、子どもの拒絶の意思をくみ取ったものとして、子どもの人権を尊重するものと考えてる。

憲法連続講座 第4回—憲法第24条について—

弁護士 安井 一大

某党某議員が「LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの略称）は生産性がない」などと発言をし、国内外から批判を受けました。この発言には憲法的にどのような問題があるのでしょうか。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

憲法24条のもともとの趣旨は、明治憲法のもとで「家」を中心とする家族主義の制度を否定、廃止するものでした。このこともあってか、過去には、憲法24条は、家族に関する諸事項について、個人の尊厳（憲法13条）と平等原則（憲法14条）が浸透していなければならないという立法上の指針を示し、それ以上に個別的・具体的な人権の保障規定ではない、という見解もありました。

しかし、女子差別撤廃条約の署名・批准を通して、憲法24条が、家族生活や家族関係において個人の尊厳が損なわれ、あるいは平等原則が侵害されていると疑われる場合を正す根拠条文として脚光を浴びるようになり、日本国内でも法律の整備が進められ、民法改正にも影響を与えるようになりました。憲法24条は個別的・具体的権利保障として意味を持ちます。むしろ、本条の背景にある個人の尊厳の観点からすれば、多様な家族形態が認められるはずですから、本条の保護する家族とは、将来的には同性同士の婚姻なども含むものと考えなければならないという立場もあります。この場合、生産性などという考え方は関係ありません。LGBTが個人として尊重されるのは勿論、その家族であっても憲法13条、24条により憲法上保障されるのであり、その権利を保障するのが国家の役割だと考えます。

過労死等防止対策等啓発事業への参加

厚生労働省が進める過労死等防止対策等啓発事業の一環として、東郷町立諸和中学校にて、過労死で息子を亡くされた遺族の方と一緒に、過労死問題に関する講義を行いました。中学生たちは熱心に話しに耳を傾けてくれ、将来に活かせる話が聞けた等の感想を頂きました。ブラック企業やブラックバイトで働く人は、十分なワークルール教育を受けてきていないため、自分の職場がブラックであるともそもそも気付かない場合が非常に多いです。ワークルール教育を進め、過労死は勿論、労働問題を未然に防ぐことに役立てばと思います。

約120年ぶりの民法大改正で私たちの生活はどう変わる??

弁護士 廣田 真紀

2017年5月26日、民法の一部を改正する法律が参院本会議で可決、成立しました。これにより契約に関するルールが民法制定以来、大幅に変わります。

2020年4月1日に施行される今回の改正は、日々の暮らしにどのような影響を及ぼすでしょうか。改正の注目点を解説します。

☆保証契約に関するルールが変わる！

ご家族がマンション等を借りる際、保証人になったという経験のある方がいらっしゃるのではないのでしょうか。一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約を「根保証契約」といいます。マンション等の賃貸借契約の保証人となる契約もこの「根保証契約」に当たることがあります。

改正前の民法では、個人が根保証契約を締結する場合、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなくても、保証契約は有効に成立しました。しかし、改正により、「極度額」の定めのない保証契約は無効となります。根保証契約の場合、契約時に保証人が支払の責任を負う金額がはっきりしないため、保証人が責任を追及される場面になって、予想外に多額の金額を支払わなければならなくなった、という事態が生じていました。このような事態を防ぐため、最終的に保証人が支払の責任を負う金額の上限を「極度額」として定めなければならないとされたのです。

また、会社や個人である事業主が融資を受ける場合、その事業に関与していない親戚や友人などが安易に保証人になってしまい、予想外の多額の支払を迫られるという事態も生じていました。そこで改正により、個人が事業融資の保証人になろうとする場合、公証人によって保証意思確認の手续が求められることになりました。保証人になろうとする者は自ら公証人の前で保証する意思があることを述べなければなりません。この手続を経ないでした保証契約は無効となります。

極度額の定めも公証人による保証意思確認の手続も、責任の範囲を明確にする、安易に保証人になることを防ぐという点で、保証人の保護を進めるための法改正といえます。



無料相談会を開催しました！

平成30年6月13日、名古屋市高齢者就業支援センターで第5回「地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会」を開催しました。

当日は30人以上の方にお越しいただき、弁護士4人、税理士1人、司法書士1人で相談をうかがいました。相続関係の相談や老後の生活の不安に関する相談が多かったように思います。

次回の無料相談会の日程は未定ですが、今後も定期的を開催してまいります。

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

★土曜相談日を設けました。

- ◎相談日時 平日午前10時～午後6時
第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）
上記時間外の相談についても対応させていただきます。
事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）をお願いします。
- ◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。
- ◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

法律倶楽部世話人会 「生活保護について考えてみよう！」

日時 9月11日（火）午後6時半～8時 法律事務所会議室

ミニ講座（世話人会では、はじめ30分間はタイムリーなミニ講座を行います）は、「生活保護について考えてみよう！」です。終了後、今後の倶楽部の行事企画、運営などについて話し合います。

新しい世話人さんを募集中です。世話人会終了後は有志で懇親会も有り。いろいろな職業の方のお話が聞けて楽しいです。ご参加お待ちしております。

低山歩こう会

日程と山の変更をしました。

10月14日 三重県 釈迦ヶ岳 1,092m
12月 2日 三重県 錫丈ヶ岳 676m

どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡ください。詳しい案内をお送りします。



支え合う会 ♪ぴーぷる♪

総会 10月13日（土）午前10時～12時 法律事務所会議室
詳細は同封の♪ぴーぷる便り♪をお読み下さい。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

毎年6月から新年度になります。郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をお願い致します。既にお支払いいただいている会員さんには同封していません。ご確認をお願いいたします。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地
エスティプラザ御器所4F

TEL(052)852-1220/FAX(052)852-1227